

仕 様 書

1 業務名

令和6年度さがデジタルサポーター育成事業業務委託

2 目的

県民誰もがデジタルの恩恵を受けられるよう、身近にデジタルに関する相談をできる人がいる環境がある社会を目指し、デジタル機器の操作に不安がある方にスマートフォンの基本的な使い方等を教えられる人材の育成を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

4 業務の内容

佐賀県在住者を対象として、デジタル機器の操作等に不安がある方にスマートフォンの利用に関することを教えられるスキルやノウハウを習得できる研修を実施する。

研修を受講した方が、地域でスマートフォンの操作等に困っている方から簡単な相談を受けたり、小規模な集まりで基本操作を講師役として教えたりできる「さがデジタルサポーター」（以下、「サポーター」という。）として活動できる程度まで育成することを想定する。

また、認定したサポーター（令和5年度認定者含む）が当県のデジタルデバйд解消に資する有効な活用法について提案し、実現すること。

5 業務の要件

サポーター育成研修の実施

（実施概要）

対象者	スマートフォンの基本操作を習得しており、それらを地域コミュニティの中で展開していく志を有している佐賀県在住者
開催場所	県内5箇所（県が指定する場所）
開催回数	1箇所あたり2回以上（アフターフォロー講座を含む）
定員	1回あたり10名程度
提案内容	研修会の開催に関すること 研修会のカリキュラムの設定に関すること 開催日の設定に関すること 講師の選定、依頼に関すること 受講者（サポーター）の募集、申込受付に関すること 当日のテキストの作成に関すること 受講者（サポーター）が活動する際に使用する教材の作成に関すること

	受講者（サポーター）へのアンケート作成・収集等に関する事
	認定証の発行に関する事
	研修後のアフターフォローに関する事
	サポーターの活動のサポートに関する事
	サポーターに対する相談体制に関する事
	アフターフォロー講座に関する事
	認定サポーターの広報に関する事

(1) 研修の企画・開催

- ・ 開催日は、多くの方が受講しやすい時期とし、県と協議の上決定すること。なお、第1回目は令和6年7月末までを目安に開催すること。
- ・ 講習は、座学だけでなく、実機を用いた実習（ロールプレイング等）を組み合わせるなど効果的なものとする。
- ・ 受講者がスキルやノウハウを習得するのに必要かつ十分な研修時間を確保すること。
- ・ 講師の選定にあたっては、デジタル活用支援を行う人材育成の深い知見と経験を有する講師とすること。提案書には、できるだけ講師の研修実績や資格がわかる資料を添付すること。
- ・ メインの講師のほか、受講者が円滑に受講できるようサポートスタッフを配置すること。
- ・ 受講者の募集については、開催市町と調整の上、広報及び募集、受付を行うこと。また、受講者決定後は、県に名簿を共有し、受講者と綿密に連絡を取ること。
- ・ カリキュラムは、事業の目的に沿ったものとし、技術的なスキル習得とあわせて、相談内容に合わせたコミュニケーションの図り方や接遇スキルの習得など、サポーターが地域でデジタル機器の操作等に不安がある方に教えるための実践的な内容とすること。
- ・ カリキュラムはインターネットの使い方やカメラの使い方等基本的なスマートフォンの操作の教え方を中心とし、応用的な内容やリテラシー向上に関する内容を含むこと。また、Android 端末・iPhone といった機種の違いに配慮すること。なお、カリキュラムの内容は県と協議の上決定すること。

（カリキュラムの例）

インターネットの使い方、カメラの使い方、キャッシュレス決済の使い方、メッセージ送信アプリの使い方、マイナポータルの使い方 等の教え方

- ・ 必要なテキストは受託者で準備すること。内容は県と協議すること。
- ・ サポーターが活動する際に自由に使用できる教材を提供すること。教材は、テキストや動画等を想定しており、作成にあたっては、誰もが理解できる分かりやすい内容にすること。内容は県と協議すること。
- ・ 研修会の様子を撮影した動画を参加者へ提供するなど、受講者が反復学習できるようにすること。また、事業終了後もサポーターが繰り返し復習できるような教材を提供すること。
- ・ 受講者へのアンケートを実施し、その集計及び研修実施の有効性や課題について評

価・分析を行うこと。

- ・ 講座で学んだことを確認する小テストやフィードバックを行ったうえで、講座を修了したことを証明する認定証の発行及び発送事務を行うこと。

(2) 研修後のアフターフォロー

- ・ 講座を受講した方がサポーターとして、各コミュニティの場で講師として活動する際に会場でサポートを行うとともに、相談を受けること。
- ・ 講座を受講した方がサポーターとして活動した後、活動での不安や疑問点の払拭、フィードバックを含めた講座を各開催箇所で1回以上開催すること。
- ・ 「さがデジタルサポーター」の認知度を高めるとともに、認定サポーターが活動する場を県や開催市町と調整して提供すること。

その他検討事項については、県と相談の上、決定すること

6 成果物

- ・ 事業実施報告書（紙媒体及び電子媒体で提出すること。）
- ・ 小テストの採点結果等のフィードバックの実績がわかるもの及び認定証
- ・ アンケート及びその集計・評価・分析結果
- ・ その他県が指示したもの

7 納品場所

佐賀県総務部行政デジタル推進課が指定する場所

8 留意事項

- (1) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (2) 本事業の実施にあたり、本県担当者や市町担当者と連絡を密にし、進捗状況等について、随時打ち合わせ・報告を行う等、県と十分協議の上実施すること。
- (3) 県が実績等に関する報告を求めた場合は、都度報告すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり疑義等が発生した場合においては、詳細を佐賀県へ報告の上、必要に応じて協議を行なうものとする。